

社会保険労務士による

毎月 第3金曜日

16:00~20:00

労働相談

賃金・労働時間・就業規則・労働保険・パワハラなど...

仕事をするうえでの疑問や問題はありませんか？

社会保険労務士が
解決に向けてアドバイスをを行います。

\ 事業主の方もご利用いただけます /

無料

予約制
先着4名

対面相談



日時

毎月 第3金曜日 16:00~20:00 (50分/人) ※祝日と重なる場合は曜日が変わる場合があります

会場

所沢市役所 別館 相談室 (NTT 所沢並木ビル1階)

対象者

勤労者(パート、アルバイトを含む) ・ 事業主

申し込み

産業振興課へ電話で申し込み (毎月 月初から予約開始)

問い合わせ

所沢市役所 産業振興課 ☎ 04-2998-9157



所沢市 労働相談

